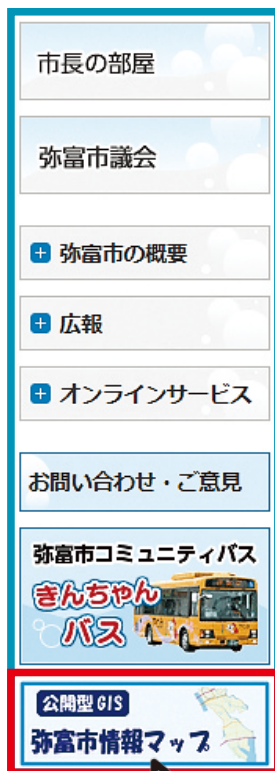




弥富市の下水道情報が ホームページから閲覧できるようになりました！

令和7年
4月1日から



市ホームページ左下にある
「弥富市情報マップ」からアクセス

スマホから二次元コードを
読み取ってもOK



わざわざ市役所に行かなくても確認できて便利！



市役所下水道課窓口でも下水道台帳が閲覧できます。

市役所下水道課までお問い合わせください。

☎ 市役所下水道課
(内線 283)



TOPICS
01

後期高齢者がいる世帯では、
収入がない方も住民税の申告が必要な
場合がありますのでご注意ください

☎ 市役所保険年金課
(内線 126・127)

後期高齢者医療では、世帯の中に所得の分からない人がいると、保険料の軽減制度が受けられなかったり、高額療養費の自己負担限度額が正しく算定されなかったりすることがあります。「収入がない」「障がい年金などの非課税年金を受給している」などの理由により申告不要とされている方でも、住民税の申告をしないことで後期高齢者医療保険料などに影響が出る場合があります。正しい判定をするためにも、毎年5月までには市役所税務課へ前年所得の申告をしてください。

収入の申告をしないと影響がある方

被保険者本人や同じ世帯の方で、次に該当がある場合

- ・収入がなく（または少なく）、住民税の申告をしていない。
- ・障がい年金や遺族年金などの非課税の収入のみで、住民税の申告をしていない。

住民税の申告をする必要のない方

- ・所得税の確定申告をする方
- ・給与収入のみで、勤務先で年末調整をした方
- ・老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など）収入のみの方
- ・18歳未満で収入のない方

1 所得の低い世帯の被保険者の保険料の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を以下のとおり軽減します。
(令和7年度改正)

世帯主とその世帯の被保険者全員の所得金額の合計	被保険者均等割額の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1) 以下の世帯	7割軽減
43万円 + (30.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1) 以下の世帯	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1) 以下の世帯	2割軽減

●65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円控除した額で判定します。

2 市民税非課税世帯の被保険者の高額療養費

医療費の自己負担限度額（月額）

負担区分		負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来 + 入院)
区分Ⅰ	①世帯全員の各種所得が0円の方 ②老齢福祉年金を受給している方	1割	8,000円	15,000円
区分Ⅱ	市民税非課税世帯で 区分Ⅰに該当しない方			24,600円